

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 協議会組織

防火対象物	名称	〇〇〇マンション			
	所在	東京都葛飾区〇〇〇▲丁目●●番●号			
役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等	
会長（代表者）	〇〇〇マンション 管理組合	理事長 〇〇 〇〇	区分所有者	事務局 03(0123)4567	
副会長	〃	副理事長 〇〇 〇〇	〃	〃	
副会長	〃	副理事長 〇〇 〇〇	〃	〃	
統括防火・防災管理者	〃	理事長 〇〇 〇〇	〃	〃	
※統括管理者・氏名					
※防火管理技能者・氏名					
事務局					
管理権原者一覧	別紙のとおり				

※該当する場合に記載する。

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、管理権原者の中から会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名又は管理権原者の連名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

管理権原者一覧

番号	管理権原者の住所・氏名 (連名の場合の届出者)	防火・防災管理者 職・氏名	使用階 等	電話番号
1	住所 東京都葛飾区〇〇〇▲丁目●●番●号 会社名 〇〇〇マンション 管理組合 氏名 101号室から1103号室まで 全33戸	理事長 〇〇 〇〇	1階 ～ 11階	事務局 03(0123) 4567
2	住所 会社名 氏名			
3	住所 会社名 氏名			
4	住所 会社名 氏名			
5	住所 会社名 氏名			
6	住所 会社名 氏名			
7	住所 会社名 氏名			
8	住所 会社名 氏名			
9	住所 会社名 氏名			
10	住所 会社名 氏名			
11	住所 会社名 氏名			
12	住所 会社名 氏名			
13	住所 会社名 氏名			
14	住所 会社名 氏名			
15	住所 会社名 氏名			
16	住所 会社名 氏名			
17	住所 会社名 氏名			
18	住所 会社名 氏名			